

委員会発案第2号

議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年（2021年）5月31日

提出者 議会運営委員会
委員長 星野正仁 印

柏崎市議会議長 真貝維義 様

新潟県柏崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市議会委員会条例（平成3年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3項第1号」を「第3項第5号に規定する予算決算常任委員会の委員のほか、同項第1号」に、「それぞれ一」を「いずれか」に改め、同条第3項に次の1号を加える。

(5) 予算決算常任委員会 25人

ア 予算に関すること。

イ 決算に関すること。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

理由

予算決算常任委員会を新たに設置するため